

河津町大学生等支援給付金について

大学、短期大学、大学院、専門学校等に在籍している河津町出身者の学生に支援として10万円を給付します。

給付金の対象者

学校教育法に基づく、大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校（4・5年生）等に在籍している者（以下「大学等に在籍する者」という。）で、令和3年1月1日時点で河津町の住民基本台帳に登録されている者で、次に該当する者

- 1 河津町の住民基本台帳に登録されている大学等に在籍する者
- 2 河津町の住民基本台帳に登録されている者の被扶養者となっている者で大学等に在籍する者
- 3 その他町長が認める者

申請について

次の書類を教育委員会に提出又は郵送してください。

- ① 申請書に必要事項を記入の上、押印してください。
（申請書：教育委員会で配布又は町ホームページからダウンロードしてください。連絡いただければ郵送します。）
- ② 在籍している（在籍していた）ことの証明
・学生証等のコピー
- ③ 振込先のわかるものを添付してください
・本人又は保護者名義の金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピー

申請期日

令和3年8月31日（火）まで。郵送の場合は期日必着

問い合わせ先

河津町教育委員会

〒413-0512 河津町笹原 78 番地の4

電話：0558-34-1117 fax0558-34-0295